

平成 18 年 3 月 24 日規程第 4 号

改正 平成 20 年 6 月 1 日規程第 6 号 (イ)

改正 平成 21 年 3 月 31 日規程第 5 号 (ロ)

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公正入札調査委員会の設置に関する規程

(目的)

第 1 条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構入札・契約手続運営委員会の設置に関する規程（平成 18 年規程第 2 号）第 1 条に規定する建設コンサルタント業務等及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構物品等入札・契約手続運営委員会の設置に関する規程（平成 18 年規程第 3 号）第 1 条に規定する物品買受け等（以下「業務等」という。）の入札の適正を期し、入札談合に関する情報等に対する的確な対応を行うため、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）に公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第 2 条 調査委員会は、業務について入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

(調査委員会の構成等)

第 3 条 調査委員会の委員は、経理部長、総務部総務課長、経理部経理課長及び発注する業務を所掌する課の長とする。(イ) (ロ)

2 調査委員会の委員長は経理部長とし、委員長があらかじめ指定する委員は、委員長に事故等があるときに職務を代理する。

(調査委員会の招集等)

第 4 条 調査委員会の会議は、入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合に、必要に応じて随時委員長が招集する。

2 委員長は、緊急やむを得ない事情があり、委員会を召集することができない場合には、文書による合議をもって会議に代えることができる。

(事務局)

第 5 条 調査委員会を補助し、調査委員会の庶務を行うため、経理部経理課に事務局を置

く。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (イ)

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則 (ロ)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。